

新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国と地方の緊密な連携について

新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・市町村等で緊密な連携を図ることができるよう、情報共有等について必要な措置を講じること。

2. 新型コロナウイルス感染症対策に伴う地方財源の確保について

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和2年度第2次補正予算によって増額されたところであるが、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するため、自由度の高いものとするとともに、配分については、地域経済を支える団体の取組は広範多岐にわたることから、都市自治体の意見を踏まえた配分を行うこと。

(2) 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

(3) 令和2年度の税収見通しは、感染症拡大の影響により大幅に減少することが想定され、個別の自治体ごとでも、推計基準税額と課税実績額との間に大きな乖離が生じることが想定されるため、減収補てん債の対象税目を拡大すること。

(4) 特別交付税の算定に当たっては、普通交付税の算定において捕捉しきれない個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細やかに聴取し、的確に

反映すること。

3. 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

- (1) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

また、PCR検査の充実をはじめ患者の受入れ先確保など十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークや臨床検査技師・看護師派遣などの医療人材の確保について、国・都道府県が連携した広域的な支援体制を構築すること。

- (2) 医療機関において、新型コロナウイルス感染患者の受入れの増加に対応するため、必要な資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額を図るなど、十分な財政措置を講じること。

また、病棟の一部の病床を感染患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐために病棟全体を感染症患者専用としており、一般患者の受入れ体制の縮小、風評被害や空床が生じること等による減収のため、病院経営が切迫した状況にあることから、十分な財政措置を講じること。

- (3) 重症・中等症の患者の診療はもとより、軽症患者の入院受入れや帰国者・接触外来等の運営等に対する診療報酬を更に引き上げること。
- (4) 受診抑制による外来患者数の減少・手術の延期等によって、公立病院の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立病院の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
- (5) 簡易検査キットや治療薬、ワクチン等の早期開発及び供給に全力で取り組み、社会的不安の解消に努めるとともに、第2波、第3波に備え、安心・安全な医療体制を構築すること。
- (6) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように必要な対策を講じること。

4. 必要な物資等の調達について

- (1) マスク、アルコール消毒液等について、引き続き、生産・供給体制を整

備・維持するとともに、特に医療機関や介護施設及び教育の現場等のニーズに適切に応えられるよう速やかに必要数を確保し、都市自治体に供給すること。

また、都市自治体の必要物資調達等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

- (2) 自然災害の発生に備え、避難所等における感染防止対策等に必要な物資や資材等の供給を確保するとともに、避難所における感染予防のための配慮等について、状況に応じて周知、助言を行うなど、必要な対策を講じること。

5. 小・中学校等の休業・再開について

- (1) 児童生徒の学びを保障するため、都市自治体が行うオンライン学習等による家庭学習や分散登校等の取組に対して、十分な人的・財政的支援を講じること。

- (2) 小・中学校等の休業による児童生徒の学力低下防止や心のケアに対応する専門家や加配教員の配置に係る十分な財政措置を講じること。

- (3) 小・中学校の修学旅行の実施の可否に関するガイドラインを示すこと。
ガイドラインに基づき修学旅行を延期・中止することとした場合には、国は適切な財政措置を講じること。

また、課外活動の延期・中止により生じた費用についても、十分な財政措置を講じること。

- (4) 保育園の保育料等について、新型コロナウイルス感染症予防のために登園を控えた保育園児等の保護者に対する支援を更に充実すること。

- (5) 保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育料等の減免によって生じる自治体負担について、財政措置を講じること。

- (6) 学校の臨時休業に伴い生じた放課後児童クラブや学校教室を活用した子どもの預かり事業等に関わる市職員等の長時間勤務に伴う時間外勤務手当、保護者の利用料等の減免に伴う経費等について、十分な財政措置を講じること。

6. 国民健康保険制度等について

- (1) 保険者努力支援制度の評価指標については、新型コロナウイルス感染症

による特定健康診査や保険料（税）の収納率等への影響等を勘案したものとすること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給される傷病手当金に対し、新たに設けられた支給額の全額を補助する制度について、支給対象者の拡大や支給対象額の増額を行うこと。
- (3) 後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブについて、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえ、適切に評価すること。

7. 水際検疫体制の強化について

海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。

8. 地域経済対策等について

- (1) 中小企業・小規模事業者、農林漁業者などへの対応

中小企業・小規模事業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、更なる経済対策を講じるとともに、各種支援策が円滑に進むよう相談体制等を強化するほか、以下の措置を講じること。

- 1) 政府系金融機関等による実質無利子・無担保の特別貸付の融資枠の拡大、無利子期間の延長や保証料補助要件の緩和など、更なる資金繰り支援を強化すること。

また、事業者の資金繰り等に重大な支障が生じることのないよう担当人員の増員による審査期間の短縮や手続きの簡素化について引き続き適切に行うこと。

さらに、イベントの自粛要請中とその後の一定期間における既往債務については、返済猶予や融資条件変更に係る手数料の無料化など、中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の運転資金の確保等を図ること。

- 2) 著しい経営困難に陥っている中小企業・小規模事業者や農林漁業者等を支援する持続化給付金については、上限額の拡充や売上要件の緩和、手続きの簡素化を行うとともに、それらに必要な予算額を確保すること。

また、緊急事態宣言による休業要請により休業を余儀なくされた事業者に対して、十分な補償を講じること。

3) 経営がひっ迫している中小企業・小規模事業者等を支援する家賃支給給付金については、迅速に実施するとともに、都市自治体に新たな負担が生じない制度とすること。

また、光熱費や社会保険料などの家賃以外の事業用固定費についても負担軽減に係る制度を創設すること。

4) 都市自治体が独自に実施した事業者支援の施策等について、財政措置を講じること。

(2) 農林漁業者等への支援の拡充

1) 外食需要・インバウンド需要の減少等により、牛肉・牛乳・花きをはじめとする国産農林水産物の需要減退や価格下落等が顕著であることから、販売促進や需要喚起に係る支援、価格安定対策を拡充すること。

2) 資金繰り対策の強化、労働力の確保、次期作に必要な種子・種苗、生産資材等の安定供給や情報提供、需要減退の影響が大きい畜産・酪農の事業継続の確保など、農林漁業者等が安心して生産活動などを行うことができるよう万全の対策を講じること。

(3) 消費喚起対策の実施

1) 観光産業の回復に向け、都市自治体及び事業者等が行う観光振興に係る十分な財政措置を講じること。

2) 売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象に、Go Toキャンペーン事業を行うとしているが、実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、イベント開催等に係る支援を行うとともに、風評被害対策を実施すること。

3) 利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの地域公共交通機関については、安定経営に向けた積極的な支援を講じること。

(4) 外国人労働者の確保等

実習が困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について、現在、一定の条件のもと、特定産業分野への再就職が可能となっているが、地域の現場の状況を踏まえ、要件の緩和等さらに柔軟な対応が可能となるよう雇用維持支援の強化を図ること。

(5) 雇用調整助成金の拡充等について

- 1) 雇用調整助成金について、一層の周知を図るとともに、窓口相談体制の強化と手続きの簡素化及び速やかな交付を図ること。
また、支給上限額及び助成率を更に引き上げ、生産指標要件等の支給要件や支給限度日数を更に緩和するとともに、支給対象事業所を拡大すること。
 - 2) 企業の経済活動縮小等により解雇や雇止めをされた者を積極的に雇用した企業に対して助成金を支給するなど支援措置を講じること。
 - 3) 小学校休業等対応支援金について、支給額の引上げや対象期間の拡大等、支援内容の更なる拡充を図ること。
 - 4) 新型コロナウイルス感染症が社会にもたらす影響によって就学困難や生活困窮等に陥っている市民を支援するため、国は必要な措置を講じること。
- (6) 公共事業の工期の延長等が生じた場合、国は、必要な財政措置を講じること。